

裁判所の受付印は、裁判所に提出した準備書面の真正のコピーである。

提出時、カラー印刷できず、白黒で提出した原本であることを記す。

控



平成30年(ワ)第9681号 名誉棄損等請求事件

原告 吉井康雄

被告 学校法人大阪経済大学 外3名

準備書面 (7)

令和元年12月23日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御 中

原告

吉井康雄



はじめに

被告大学準備書面(4)を受領したが、原告の準備書面(5)において、原告が繰り返し強く認否・応答を求めた部分には一言も言及されていない。

特に、原告が被告北村および被告井形、被告池島らの故意による私文書偽造と指摘するところについては、被告大学の反論を期待していたが、全く無視されている。

被告大学の準備書面は、代理人弁護士の名前で大阪地裁に提出されているが、その記載内容は、被告大学の最高意思決定機関である理事会およびその担当部署の承認を得た被告大学の見解を示す公式文書であることを、原告が当初代理人弁護士をたてていた経緯から、これら準備書面を閲覧される「一般読者」に対し公知するとともに、大阪地裁に対し、これら文書が被告大学の裁判に臨む誠意ある文書か否か、疑義があるということを原告の立場から改めて強調しておきたい。

このもとで、被告大学の準備書面(4)の文書を逐次示し、認否および反論を行う。

1 被告大学の陳述部分、第1の1(1)の部分について

No.30の「公示文書」に関する被告大学の下記陳述は、原告の準備書面(5)の2～14頁を精査しての反論とは解しがたく、強く否認する。

被告大学の陳述部分を最初に示し、原告が疑義あるとして否認する部分をゴシック体で表記、その後、原告の反論をする。

<被告大学の陳述部分>

- ① 原告の主張する事実の摘示は、「訴訟記録他多数の情報を掲載し」部分と解せられるが、情報の具体的内容は判然とせず、同部分自体だけでは**原告の社会的評価の低下をもたらすものではないし、そもそも「元教員」が原告であることも記されていない。**
- ② また、「名誉を著しく毀損し、本学の業務を妨害する行為を繰り返していただきます」の部分が意見ないし論評に当たるという主張と解するとして、同部分をもって「**一般読者**」の視点において**原告の社会的評価の低下をもたらすものとは考えられない。**
- ③ 蓋し、「**一般読者**」には、**この意見ないし論評部分にいかなる具体的事実も示されていないので意見ないし論評自体が原告の社会的評価を低下させるものとするのは困難であるからである。**
- ④ 更に本件「**公示文書**」は**大学関係者のみに公示されたもので伝播性が認められないことは既に明らかにしたとおりである。**
- ⑤ 以上により、**No.30の「公示文書」は名誉毀損に当たらないことは明らかである。**
- ⑥ なお、原告は、別件訴訟3における草薙氏の陳述書の記載、別件訴訟2における佐藤氏の陳述書、田村氏の陳述書、被告井形及び同池島の文書、山田文書の記載事実は**いずれも虚偽である旨主張しているが、これらの記載事実はNo.30の「公示文書」には記載されておらず、原告の主張は失当である。**

<原告の反論>

No. 30の「公示文書」が原告の名誉を棄損することに関しては、原告は繰り返し陳述してきたが、被告大学の準備書面は今回の準備書面（4）と同様、「名誉棄損に当たらない」と、言葉のみの陳述を繰り返し、それを立証する被告大学の手元にある証拠は一つも示すことはない。

例えば、㊦の「本件「公示文書」は大学関係者のみに公示されたもので伝播性が認められないことは既に明らかにしたとおりである」との陳述に関し、被告井形と被告池島は、No. 34文書の4頁において、「平成27年2月24日の学内理事会、同年3月17日の理事会でも、大学として役職上の正当な業務であったという趣旨で「本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について」（平成27年2月24日付。学校法人大阪経済大学）を正式公表すると承認したのであり、それは評議員会（平成27年3月17日）でも了承されております」と証言している。

この理事会に出席していた経営学部長・理事の表現から、No. 30の「公示文書」を誰が、何時、何処で、どのような議論のもとで議決し、どのような手段で、誰に対して、如何ほどの期間に亘って公示したのかを、議決に及んだ被告大学の理事会の該当する議事録を証拠として提出すれば、被告大学が主張する「原告の社会的評価を低下させるものではない」との㊦～㊧を事実データでもって立証し、原告の主張と対峙することが初めて可能になる。

被告大学の準備書面には、この努力の痕跡は確認できず、大阪地裁および原告をはじめとする第三者を納得させうる確かな証拠の1つも示さずに、否認のみしていると原告は主張する。

なお、原告は、このNo. 30の「公示文書」が原告の名誉を棄損するという点に関して、訴状の20頁、原告の準備書面（2）の12頁、準備書面（3）の10頁、準備書面（4）の9～12頁、準備書面（5）の2～14頁において陳述している。特に、準備書面（5）の2～14頁は参照されたい。

㊦の「… 山田文書の記載事実はいずれも虚偽である旨主張しているが」とあるが、この被告大学の陳述は、事実を捻じ曲げた不正確な表現で、原告の主張とは全く相反する主張にされている、と原告は陳述しておく。

2 被告大学の陳述部分、第1の1(2)の部分について

被告大学の当該陳述部分は、強く否認する。

原告の準備書面(5)の2～14頁を精査されたうえでの被告大学の陳述とは信じがたく、原告が反論するに際しての具体的な内容は全く明記されていないため、被告大学の当該陳述部分を示しての反論は割愛する。

なお、原告の準備書面(5)の2～14頁をもって、被告大学の当該陳述を大阪地裁は精査されることを期待する。

3 被告大学の陳述部分、第1の2の部分について

No.30～34についてと題した、下記陳述部分は、強く否認する。

<被告大学の陳述部分>

- No.31(甲28)に関し、㉠～㉢の事実、No.32(甲27)に関し、㉣～㉥の事実、No.33(甲25)に関し、㉦～㉧の事実、No.34(甲23)に関し、㉨～㉩、㉪～㉫の事実は、いずれも虚偽の事実の摘示であると主張するが、
- ㉬ これらの事実が**原告の社会的評価を低下せしめるものが疑義なしとしな**
いところ、
 - ㉭ そもそも、これらの文書は、いずれも別件訴訟2において証拠として提出されたもので**伝播性が認められないことや**
 - ㉮ **「意見ないし論評の域」を逸脱したものでないこと**
は既述のとおりである。

<原告の反論>

原告は、名誉棄損の法的根拠とその解釈については、原告の準備書面(1)の6～7頁、準備書面(3)の5頁に示す一方、意見ないし論評による名誉棄損の免責要件については準備書面(5)の5～7頁に、論評非逸脱性による名誉棄損については準備書面(5)の11～14頁に示し、このもとで、被告大学の不法

行為が名誉棄損行為であることを立証している。

名誉棄損の伝搬性については、原告の準備書面（４）の３～５頁に法的根拠を示し、被告大学の伝播性が認められないと陳述する 2019 年 11 月 25 日の被告大学準備書面（４）の No. 30～35 に関しては、2019 年 6 月 20 日の原告の準備書面（４）の 5～9 頁において既に原告はこれを否認し、反論している。

なお、被告大学の当該部分の陳述は、原告の準備書面（５）の 15～24 頁に対する否認・反論と解されるが、被告大学が解釈する論理には原告はなんら正当性を見いだせない。No. 31～34 が原告の名誉を棄損すると陳述してきた準備書面の該当部分（除く、準備書面（５）の 15～24 頁）を下記に示すので、原告の判断の妥当性を評価されたい。

- ・ No. 31 の田村理事の陳述書に関しては、訴状の 30 頁、準備書面（２）の 18～19 頁、準備書面（３）の 11 頁にある。
- ・ No. 32 の佐藤理事長の陳述書に関しては、訴状の 29 頁、準備書面（２）の 19～20 頁、準備書面（３）の 11～13 頁にある。
- ・ No. 33 の経営学部長・理事の木村の陳述書に関しては、訴状の 22～23 頁、準備書面（２）の 20 頁、準備書面（３）の 13～16 頁、準備書面（４）の 15 頁にある。
- ・ No. 34 の元経営学部長・理事の被告井形と被告池島の文書に関しては、訴状の 20～22 頁、準備書面（２）の 21～22 頁、準備書面（３）の 16～22 頁、準備書面（４）の 16 頁にある。

被告大学は、「原告の社会的評価を低下せしめていない」と陳述するのみで、この陳述を正当化する事実データなどの証拠を提出することはない。

この是非を確認するために、被告大学の意見ないし論評が名誉棄損の免責要件「その前提とする事実が重要な部分において真実との証明があるか、または、真実と信ずるについて相当の理由がある（原告の準備書面（５）、５頁）」に該当する場合には、「原告の社会的評価を低下せしめていない」、即ち、名誉棄損は免責されるとして、この法理のもとで、No. 31～34 の 1 つ、佐藤理事長の意見ないし論評である No. 32 を例に、原告の名誉棄損の有無を考察する。

原告が佐藤理事長の意見ないし論評を観点別に整理して陳述した、原告の準備書面（3）の11～13頁を下記に再掲する。

なお、前述の法理のもとで、この意見ないし論評の背後にある前提事実・黙示的事実、これらの証拠があればその証拠を読み取り、その真実性・真実相当性を確認し、佐藤理事長の意見ないし論評が原告の社会的評価を低下させる、あるいは、危険をもたらす場合は、原告の名誉を棄損していることになる。

下記の再掲をもとに、佐藤理事長の意見ないし論評に前述の法理を適用し、太字のゴシック体で原告の名誉棄損の有無を考察することにする。

<原告の準備書面（3）より抜粋した佐藤理事長の意見ないし論評>

佐藤自ら被告大学の名誉を貶める経営の一環として、原告の被告大学での社会的地位と評価、品性と信用を貶めており、以下にその箇所を指摘する。

㊦ 最高経営責任者の原告に対する見解

- ①大学の評判が下がることを知りながら、ただ単に退職した職場の「パワハラ」をしたメンバーへの嫌がらせとして掲載しているのであれば、本学としてこれを許すわけにはいきません。

⇒法理のもとでの考察： 原告の Web 公開という前提事実は被告大学の不法行為の是非を社会に問うところであり、その記載事実は被告大学理事会で「殆ど真実」と報告されている。佐藤理事長の意見は、その真実に反する解釈のもとで Web 公開をパワハラした人物への嫌がらせと解させる黙示的事実とみなせるため、原告の社会的評価を低下させる危険があり、名誉棄損となる。したがって、被告大学は、理事会での議事録や調査報告を証拠として提出できないと推認される。

- ②吉井ブログにより発生した損害賠償請求をするにあたり、吉井氏は激しく抵抗する可能性が高く、仮に訴訟しても任意で支払いを受ける可能性は考えにくく、現在把握している財産については保全を行う必要

があると考えます。

⇒法理のもとでの考察：この陳述は、原告の人格、理念を破壊する逸脱した表現であり、人身攻撃に該当すると解されることから名誉棄損となる。

① 原告の学内評価

③その在職中に幾度となく他の教員などと事件やトラブルを惹き起こしてきたと聞いています。

④吉井氏には、使用者たる理事会の業務上命令にすらまともに従わない問題教員であることが明らかとなりました。

⇒法理のもとでの考察：前提事実は、原告が理事会などに経営学部の体質改善を訴えたことで、原告は事実の真実性を証拠として提出している。黙示的事実は、理事会および学部長・理事の意向に従わない問題教員とのレッテルを貼ることにあるが、理事会には原告の調査委員会が設置され、退職の直近まで存在していたとの教授会での被告北村発言などから、その審議内容や理事会の議事録を被告大学は証拠として提出して反論しない限り、原告の名誉を棄損すると推認される。なお、理事会が歪な意思決定機関になっていることについては、原告は、別件訴訟3の草薙氏の陳述書や教職員組合ニュースなどをもとに立証している。

⑤自身の発言が名誉棄損であると判断された学内の「人権委員会」の文書や、学部内の授業担当問題などがあり、経営学部長などから「パワハラを受けている」というものでありました。

⇒法理のもとでの考察：前提事実は多くあるが、「人権委員会」の事例では、経営学部副学部長の樋口助教授が人権委員会に名誉棄損で訴えた事実があり、「授業担当問題」では原告の特任人事を妨害するために被告井形らが仕掛けた「原告は勝手に1部科目の2部重複開講という教学ルール違反をしている」という事実があり、これに関連して「パワハラを受けている」との原告の発言がある。これらは真実であり、その証拠を提出しており、判決も確定している。

被告大学の意図する黙示的事実は、経営学部執行部に従わない問題人

物というレッテルを貼り、経営学部から原告を排斥するに相応しい人物とすることであると推認される。

前者の樋口による名誉棄損の訴えは、人権委員会がこれを却下したため、その判断を下した調査委員OH氏は被告北村理事らにより退職している。

後者の「1部科目の2部重複開講」は被告井形が原告の特任人事を妨害するために教学ルール違反をして仕掛けたものである。

これらは、別件訴訟1および2において、経営学部執行部のパワハラとの判決が確定しており、被告大学はこれを却下させる証拠を提出できなかった訳で、原告を問題人物とするレッテルを貼る行為などは、原告の名誉を棄損していることが推認される。

- ⑥ 研究室等での1対1の会話を隠し撮りすること自体が社会的規律違反でありますし、それを公開することにより当事者にとって不測の事態を惹き起こす可能性があります。

⇒法理のもとでの考察：前提事実の代表例には、被告井形が原告に「自主的に特任申請を辞退せよ」と迫った会話の無断録音がある。これを問題とする黙示的事実は、無断録音する社会的規律違反者、それを無断公開する危険人物とみなさせることにある。

しかし、ドライブレコーダーが煽り運転の抑止に寄与するように、被告井形らが学内規程の改ざんなどの私文書偽造をして原告の特任人事を妨害したケースでは、無断録音する社会的規律違反者とみなすべきか、それよりも学内諸規程の遵守に反する被告井形らの行為を問題視しない被告大学の対応にこそ、原告の名誉を棄損しつづけるリスクがあるとみなせないかである。

㊦ 原告の品性・信用に触れる部分

- ⑦ 自身の思い通りにならない事態に直面した場合、周囲の迷惑を顧みず外部に暴露する行動に出る、ご本人の特性に基づくものだと思われる。

⇒法理のもとでの考察：この「ご本人の特性に基づくもの」との表現の類は、原告の個性や信念を攻撃するものであり、原告の名誉を棄損するリスクがあ

ると解される。

㊦ **最高経営責任者の経営学部執行部に対する評価**

⑧北村實教授、二宮正司教授、樋口克次教授は、特任訴訟の当事者ですらありません。

⑨北村教授、二宮教授、樋口教授らについては、パワハラを行ったという事実はなく、吉井ブログの記載は真実ではありません。

⇒法理のもとでの考察：別件訴訟2の判決に反する被告大学の見識であり、原告の名誉を棄損するリスクがあると解される。

⑩井形教授を直接知らない人は、パワハラをするひどい教員だと認識してしまうと思われまふ。＜略＞井形教授の名誉を棄損しており、外部の人には訳のわからない一方的な情報により、評価が独り歩きしてしまうことになりまふ。

⇒法理のもとでの考察：前提事実は、原告の特任人事を妨害し、「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」が確定した人物であり、これは真実である。

黙示的事実は、この前提事実を隠蔽して、原告を悪者に仕立て上げ、被告井形は被害者であると知らしめることにあり、原告の名誉を棄損している。

⑪北村教授は長く経営学部長を務めてきたことから、主に授業担当問題などで、学部長として適切な業務を行ってきたにも関わらず、事実に反しパワハラとしてブログに記載されてしまふなど記載や、上記①②と同様、氏名のネット検索で当該ブログがヒットし、深刻なネット攻撃にさらされることにより、学生や世間からの評価が重要である大学教員としての現在および将来の生活に被害が生じております。

㊦ **最高経営責任者の被告大学の組織に関する認識**

⑫学部執行部が独断で、ある教員の担当科目を増減させることは不可能です。

⇒法理のもとでの考察：前提事実の1つ、No.1では、被告北村と原告を名誉棄損で訴えた樋口の執行部が原告の担当科目を不開講とし、別の非常勤講師に担当させている。これは別件訴訟2で不法行為が確定している。黙示的事実は、原告は正当な手続きのもとでなされる担当科目の決定にクレームをつける問題人物とすることにより、それが事実でないならば、被告大学は、カリキュラム委員会の議事録や同委員会出席者の証言を陳述書にするなど、証拠として提出すれば、原告の名誉を棄損していないと主張できる訳で、それができないのは原告の名誉を棄損しているためと推認される。

- ⑬本学のカリキュラム委員会は学部内の一委員会であり、最終意思決定は学部教授会で行っているため、上記経営学部執行部としては、適正に職務を行っているものであり、アカハラ、パワハラなどを行ったという事実はありません。

⇒法理のもとでの考察：前提事実には、No.15、No.20がある。前者では被告北村が原告の特任人事は執行部でコントロール可能という打合せをカリキュラム委員会で行い、後者では、被告池島は原告の担当科目を全て不要とする打合せを行い、原告の特任人事を妨害している。原告はこの事実が真実であることを証拠として提出している。

黙示的事実は、カリキュラム決定の手続きには不法行為の入り込む余地はなく、それを問題とする原告にこそ問題があるという論法にたっており、それが事実であることを立証する証拠、例えば、カリキュラム委員会の議事録や教授会でのカリキュラムに関する審議内容の議事録などを提出するばよい訳で、被告大学は有効な証拠を提出していない、あるいは、できないために、原告の名誉を棄損していると推認される。

- ⑭人権委員会を利用したパワハラなどは制度上不可能です。

⇒法理のもとでの考察：前提事実は、人権委員会を利用したパワハラがあり、その事実の真実性はNo.3～5の原告の証拠により立証されている。

黙示的事実は、法整備されている被告大学ではこのようなパワハラは存在しない、パワハラと訴える行為者にこそ疑義があるとするものである。

法を運用するものは「人」であり、「組織」である。その運用実態を経営管理のPDCA サイクルをまわして改善することにより、不法な行為を抑止できる。

原告が理事会に訴えたように、その監察ライクな行為が欠如している被告大学では、名誉棄損といったリスクが生起するのである。

原告は、被告井形、被告池島、被告北村らにより特任人事を妨害するパワハラを受けた際、人権委員会に訴えており、その席上で、人権委員会事務局は議事内容を速記している（原告はこの内容を録音している）。したがって、被告大学の主張が正義であるならば、速記していた議事内容を証拠として反論すれば、容易に立証可能となる。

このように、証拠による事実の真実性を追求しない被告大学には、原告に対するような名誉棄損を生起させる土壌があるとみなせる。

ここでの結論として、

No. 3 2 の考察から、被告大学が「原告の社会的評価を低下せしめていない」と陳述するのみで、この陳述を正当化する各種委員会の議事録、理事会の議事録、関係者の陳述書などの事実データを証拠として積極的に提出できないのは、被告大学にとって不利益となるため、繰り返し、言葉で「原告の社会的評価を低下せしめていない」と陳述するしかないと推認され、被告大学は、原告の名誉を在職中も退職後も棄損し、今日に至っていると推認される。

4 被告大学の陳述部分、第2 No. 3 6 について

No. 3 6 の被告大学の下記陳述は、強く否認する。

被告大学の陳述部分を最初に示し、その後、原告の反論をする。

<被告大学の陳述部分>

- ① 平成 12 年（2000 年）頃、被告北村は原告に対し「情報通信総合研究所の客員研究員及び羽衣学園の非常勤講師を辞めるように」指示したとある点（以下、No. 3 6 の行為）は否認し、
- ② 原告の社会的信用・評価を貶めるものとある点は争う。

- ① 因みに、No. 3 6 の行為は、原告が直接体験した事象であり、当時加害者と主張する被告北村に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれを知っていたことは明らかであるので、仮に No. 3 6 の行為が事実で不法行為であると認められたとしても同不法行為による損害賠償請求権は民法 724 条前段により時効消滅している。

<原告の反論>

① および ② に関して

判断に必要な被告大学の風土、被告北村グループの動きを最初に説明する。

1 つ目は、教職員の個人情報の取り扱いである。

例えば、2004 年 11 月 1 日現在の「役員・教職員名簿」を最後に発刊されておらず、特定の組織および管理者のみが知りえる状況に至っている。したがって、教員が何処で非常勤講師をしているかは、被告北村の学部長・理事の職位を利用して初めて情報収集可能となる。

原告に非常勤講師などを速やかに辞めるように指示したのは、理事会の理事という名のもとで原告には虚偽か真実かは識別不能な理事会情報のもとで、学部長・理事という立場を利用して、非常勤講師・客員研究員を辞めさせるというパワハラを遂行したのである。

2 つ目は被告北村の学内影響力の大きさである。

原告はこの時点では、被告北村のマネジメントにリスクを感じてはいたが、人を陥れる、策略をめぐらす人物とまでは認識しておらず、法学部をつくるので協力してほしいと言われた時には同意していた。経営学部にビジネス法学科があるのはこの動きの結果である。

被告北村は人権委員会委員長には被告北村の意向に従う人物を巧みに委員長に仕立てるなど、人為に偏した学内組織の構築に優れた能力を有しており、北村グループの青水教授に原告を名誉棄損で訴えさせた時には、被告北村経営学部長執行部の山田副学部長（原告が退職時は学長補佐）を人権委員会委員長に据え、青水教授に謝罪せよ（この意味は被告北村グループの意向に従えという意味）と原告に迫り、人権委員会に懲罰委員会が設置されるなど、尋常ではないリスクに晒された経験を有している（No. 3～5）。

原告がこの山田学長補佐に特任教授の妨害にあった時に相談した折、被告北村が法学部をつくる動きに賛同して協力していたが、その後、被告北村のマネジメントに嫌気がさし、決別したと原告に話している。これが事実であることは、原告が別件訴訟1の大阪高裁で証拠とした音声データの反訳書の当該部分を下記に示す。

なお、この会話を証拠として提出したことにより、理事会の被告北村主導の懲戒等検討委員会は、山田学長補佐に特任教員の申請をしないことを条件にして懲戒処分しないという決定をし、原告が証拠として提出した草薙副学長・理事には年俸10%減俸という処分を科している（別件訴訟3）。

その一方で、「故意による共同不法行為」が確定した、被告北村の手足である被告井形および被告池島は懲戒処分されていない。

10分36秒	山田	ほんとに経営学部としての実態が薄れるとね、それこそ、あの、今はまだ時代が経営学部で向いてますから、行って来てくれますけどね。それがいつまでも続く訳じゃないので、経営学部としてのしっかりとした教育ができないようなことになり、半分、法律の学校だ、ま、学部だとなってしまった時にはね、現在でもビジネス法に くる受験生はグッと下なわけですよ。足引っ張られてしまう。経営学部はですね、これ考えていかなくちゃならない深刻な問題を引き起こしてしまう	111
	吉井	それは起こりうるわな	112
10分56秒	山田	うー、法律系やりたいというのは、僕は協力したんですけどね、その時は法学部をつくるというから協力したんです。中をみてね、軒下かしたものが、＜笑い＞ そんなことを目指してやってたんじゃないんでね、あのー、その点、経営環境がその時しっかりしないと駄目だと	113

前述の2つの背景情報のもとで、①が生起しており、原告は、全教員が原告と同じように非常勤講師をせず、学内教育に専念していると信じていたため、No.32の佐藤理事長の陳述書にある、被告井形の芦屋大学非常勤講師の件を退職直近の教授会での被告井形の発言で知った時には、思わず、「えっ」と声を発したため、司会する被告井形学部長から声をかけられたという記憶がある。

この原告を貶める事実の真実性を主張しえるのは、現時点では原告が提出した状況証拠とこの陳述しかない。

なお、被告井形が芦屋大学非常勤講師であることは事実であることから、被告北村の指示は虚偽となり、他の教員との処遇に差別をつけるという悪意のもとで原告の名誉は棄損されていると主張する。

① に関して

否認する。被告大学の一方的な解釈である。原告がこのNo.36が名誉棄損

にあたりと気づいたのは、平成30年11月19日の原告の準備書面(1)の「5 原告の名誉棄損による損害額とその考え方」を陳述している時に、いろいろな名誉棄損行為があったなと思った瞬間に、被告井形の芦屋大学非常勤講師が触媒となって思い出したものである。

これが名誉棄損の対象外になるか否かは、No.1～29のケースと同様の扱いとなると原告は認識しており、時効に関する法的根拠は、原告は次に示すように既に陳述しており、被告大学の主張は却下される。

- ・ 訴状の6～7頁、
- ・ 準備書面(2)の14～17頁、
- ・ 準備書面(3)の4頁、
- ・ 準備書面(4)の2～3頁

ここでの結論は、No.36は原告の名誉を棄損しているということである。

5 被告大学の陳述部分、第3 共同不法行為について

被告大学の陳述は強く否認する。

被告大学は、別件訴訟2(被告大学が原告を名誉棄損などで訴えた訴訟)の大阪高裁判決の一部を流用して、

「執行部による継続的かつ組織的なパワハラ」という意見は、前記各事実を前提とした意見としての範囲を逸脱しているとはいえず、」との判示(甲8の10頁)を根拠に被告北村、同井形及び同池島らの本件共同不法行為を主張する。

と断定し、

本件共同不法行為のうち、その作成行為主体は、それぞれNo.30にあつては被告大学、No.33にあつては疎外木村学部長、No.34にあつては被告井形及び同池島、No.35にあつては被告北村であつて、いずれも前記第1審判決や控訴審判決の認定をもって、原告の主張する本件名誉毀損行為の本件共同不法行為を認めることはできない。

No.30及びNo.33の作成に被告ら3名が関わった証拠もないし、これを窺わせる事情もなく、No.35は被告北村単独の証言であつて、被告井形及び同池

島の関連共同性も希薄である。以上により、本件共同不法行為は認められない。と主張して、被告北村ら 3 名の共同不法行為という判決を回避しようとしている。

ここでの焦点は、原告の特任人事妨害という事実をもとに、被告北村ら 3 名の共同不法行為のもとで原告の名誉が棄損されていることを立証することにある。

原告のケースでは、共同不法行為に係わる規定は民法第 719 条の 1 項「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする」が該当すると判断している。

このもとで、被告井形、被告池島、被告北村の 3 名の共同不法行為の成立要件は、

- ・ 3 名それぞれが独立して不法行為の要件（故意・過失、権利侵害（違法性）、損害の発生、因果関係、責任能力）を備えていること
- ・ 3 名の間に客観的な関連共同性が存在すること
- ・ 3 名の行為と結果発生との因果関係については、共同行為と結果発生との因果関係が存在すること

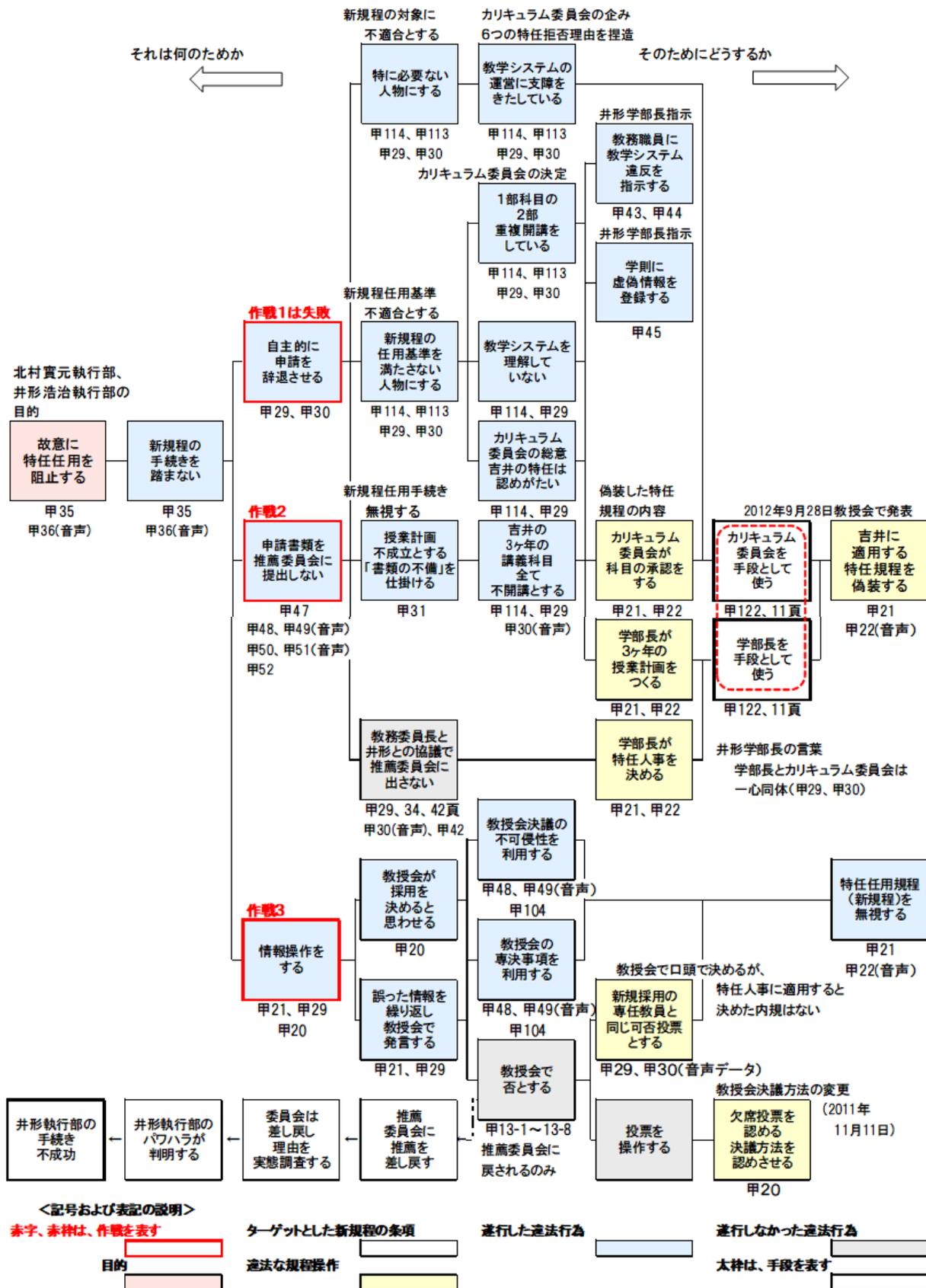
原告の特任人事妨害に関する別件訴訟 1 の大阪高裁では、前述したように、被告井形と被告池島の故意による共同不法行為が確定している（甲 2）。

残る 1 人は被告北村であり、特任人事の妨害に成功したという結果とそれぞれの共同行為、客観的な関連共同性は、被告大学が原告を名誉棄損などで訴えた別件訴訟 2 において、被告本人訴訟（原告のこと）に切り替えて提出した平成 28 年 8 月 4 日の「被告準備書面（6）～特任教員任用におけるパワハラは計画的に仕組まれたもの～」（甲 19）の 5 頁に、被告 3 名を中心に原告の特任人事を妨害するという目的を達成するために共謀・策略をめぐらせた様々な手段を示す、目的－手段の機能系統図を掲載している。この目的は、第 719 条の規定で要求されるところの結果に該当し、さまざまな手段は被告 3 名らによる共同行為を示すとともに、3 名の間の客観的な関連共同性の存在を示している。なお、被告北村の故意、違法性、損害の発生、因果関係および責任能力の有無は別件訴訟 2 の大阪高裁判決（甲 8）より自明である。

この目的－手段の機能系統図を下記に再掲するが、「カリキュラム委員会を手段として使う」「学部長を手段として使う」との表記の主語は被告北村を指している。

なお、表記の証拠番号は別件訴訟2での番号のため、無視されたい。

井形執行部および北村・二宮元執行部が遂行した「組織的な不正行為、パワハラ行為」の実行戦略



ここで、被告北村の第3者評価について、既に原告が提出した準備書面よりその一部を再掲する。

草薙副学長・理事は被告北村を次のように評価している（準備書面（5）、8頁）。

・ 当時から現在に至るまで、北村理事のやり方は一貫しており、理事会においても学部教授会においても問題事を公の場に出さず、自分とその周辺に不利な事はどのような手段を用いてでも揉み消そうとする、というものです。吉井氏は裁判に訴える以外の方法で、自身の問題を公にして争うことはできなかったと思います。

・ 北村理事は、自身が吉井氏から「パワハラ加害者」と指摘されていることを無視しつつ、懲戒等検討委員会において警察のように捜査を担い、理事会においては検事のように追及するとともに裁判官のように判決を下す、という3つの役割において主導的な役割を果たしてきました。

また、前述のように、井形氏にも直接、粛々と手続を進めるように言ったのですから、この点で私に落ち度があるとは思えません。学内規則で明定された手続を怠った井形氏がいまだに何の責任も問われていないこともあわせて考えれば、言いがかりというほかないでしょう。

佐藤理事長の懲戒処分書を草稿したのは被告北村で、その一部を示す（同、22頁）。

（ア）副学長、理事の役職上の義務に違反するものであり、
（イ）穏やかに事態を收拾しようとする経営学部長らの業務を妨げ、
（ウ）吉井研究室での会話の後、事実上吉井氏の退職が決定する学内理事会において経営学部長の報告を異議なく容認したと矛盾し、
懲戒処分に該当する。なお、懲戒等検討委員会のヒアリングにおいて貴殿に本件に関する弁明の機会を与えたが、貴殿から反省の弁はなかった。

教職員組合の認識を示す組合ニュース（甲84）の一部を示す（同、23頁）。

このような組合の動きおよび被告北村のタクシーチケット不正使用問題などにより、理事という職位から外されているようである。

北村理事は、総務担当として、情報社会学部教授減給問題を引き起こした懲戒等検討委員会の一員として、これまで本学でおこなわれてきた懲戒問題を主導してきた理事です。自らの不正は理事長とともに不問に付し、隠蔽するとともに、組合員に対する違法な懲戒を実施してきた理事です。組合は、理事会に対して、本学の懲戒権行使に関する原則の説明責任を求めるとともに、北村理事の責任を追及して参ります。

草薙裁判での被告北村への尋問から、被告井形、被告池島との関連が推認される部分を下記に示す（訴状、28頁）。

(e)高裁で不法行為が確定した井形、池島は処分の対象にならないのかと質問

(被告代理人) どうも吉井さんの事件に関連して井形、池島さんの処分がなされていないのと、草薙さんの処分との均衡を失してるのではないかと、こういう話が先ほどからの質問の趣旨、反論だとは思いますが、井形、池島さんの処分がなされていないというのは、あなたのほうで理由知っていますか。

(被告北村) 処分がなされていないというのは、そもそも井形、池島さんの行為が一部パワハラという表現をされるところがありますけれども、そのような判断をした学内のどこかの機関の判断があるわけではないので、そのような認識はしていないということです。

(被告代理人) パワハラの点はいいんですけども、その処分がされていないというパワハラでの処分ということじゃなくて、要するに、高裁で何か不法行為的なことを認定されたことについて処分すべきじゃないかとかいう点は、問題にはなっていないですか。

(被告北村) はい。高裁判決が出る前に吉井氏の身分回復、特任教授等の地位の確認又はそれに相応する経済的な賠償が認められない限り、上告しないという決定をし、あのような決定をしたときにも、井形、池島さんには上告を断念いただいたという経過もあって、そのような提案は全く理事会ではありません(同、41頁)。

経営学部の、山田学長補佐の被告北村の評価である（同、25頁）。

北村氏は、吉井さんの問題に最初から実質的に一方の当事者の指導的立場として関わっていたのですから、公正に調査・検討して処分の適否を判断し、またその処分案を作成する役割を担う懲戒等検討委員会にその北村氏が入り、そこで事実上のリーダーを務めるなど、あってはならないことだったのです。法律を専門とする北村氏には、問題の一方の当事者として深く関わっている自分が懲戒等検討委員会に加わってはならないことは判断できたはずですが、しかし、理事会のほとんどのメンバーは、北村氏が果たしてきた関わりを深く知る立場にはなかったため、懲戒等検討委員会を構成するにあたり、そこに北村氏を入れるという不適切な人選が何の疑問もなく行われてしまったのでしょう。その結果、吉井さんの申請に係る問題の発端から、派生した草薙さんの処分問題までのすべての過程に北村氏が主役を演じるような事態を作ってしまったのです。

しかし、北村氏は問題に責任をとる立場につくことは上手く避けて、影響力を行使して事を運ぶ、すぐれた能力をもっているため、裁判の被告に立つこともなかったのです。本当は、吉井さんがもっとも追及したかったのは、北村氏です。経営学部の教員はよくお分かりだと思います。

被告北村（当時、総務担当理事、経営学部カリキュラム委員）は2012年5月11日のカリキュラム委員会（被告池島がカリキュラム委員長）で、原告の特任人事は執行部（被告井形学部長・理事、被告池島副学部長兼カリキュラム委員長、訴外吉野学部長補佐）でコントロール可能と打ち合わせをし、それにそって、10月14日の同委員会で原告の担当科目は全て不要、全員の総意で特任教授を認めないという決定をし（甲4）、被告池島はそれを被告井形に伝え、翌15日に被告井形は原告に自主的に特任申請を辞退せよとせまっている（甲5）（訴状、26頁）。

2012年 4月6日	教授会：合同教授会の始まる前に、井形浩治学部長が吉井を学部長室に招き、「特任教授を辞退されるのでしょ。渡辺大介さんは辞退されますが」と言われ、教授会の場で、明確に「辞退の意思がない」ことを主張する。 北村實グループの妨害が始まったと感じた瞬間である。
2012年 5月11日	教授会終了後：カリキュラム委員より、これはマル秘事項だが、今朝のカリキュラム委員会で吉井の特任をはずす動きがあるので要注意、教授会を休まないように、と言われる。
2012年 5月17日	カリキュラム委員より、前回のカリキュラム委員会（5月11日）で、北村實カリキュラム委員が特任採用の扱いは、学部執行部でコントロール可能という話をしており、北村流「ごまかし」がはじまるであろうとのこと。 吉井が3年間の授業ができるか、休講回数、教授会の出席回数（出席率）などを挙げており、彼らに体制を固められると、覆すのが難しい。 吉井の特任申請にあたっては、井形浩治学部長に、「執行部、よろしく」ということが大事かと思うという内容の連絡があった。
2012年 6月8日	教授会：カリキュラム委員より、吉井の特任教員の件で今朝のカリキュラム委員会が何か仕掛けており、注意を促すメモを見せられるが、その内容が全く理解できない。
2012年 6月22日	教授会：北村實らの発言に気になるところがある。 ①北村實が欠席した理事会の議事録をテープで確認すると発言したこと ⇒ テープで残すな、文書で残すな、その場に居た者がわかればよい、と発言してきた本人の口から、理事会の議事録はテープでも残されていると判明したため。 ②特任人事では、雇用の責任はないという裁判の判定がくだされたので、教授会が認めないケースではそのような事態が発生することがあるとして、北村實は、今日の教授会を含め、繰り返し、学部の専決事項、学部教授会決議の不可侵性を強調する。 ③3つの教員審査が行われたが、そのうち、3番目と2番目の投票総数に違いがあると女性教員が指摘し、欠席投票が発覚する。 議題は事前に知らされることなく、議論に参画せず欠席投票を認めるのは問題との吉井の意見を、田中健吾准教授らがストップをかける。 ◆2011年11月11日の、北村實総務担当理事と田中健吾元学部長補佐による動議『経営学部教授会決議方法について』を1年間試行すると採択した新規程では不具合があれば廃止するとして、欠席投票を認めている。この規程の目的は吉井の特任人事を教授会の投票で拒否するためと推測される。
2012年 9月10日	教授会：北村實カリキュラム委員が吉井に特任を希望されているのかどうかしらないけれどと発言、吉井は貴方が原告の特任を望んでいないだけでしようと反論する。
2012年 9月28日	教授会：学部執行部は、吉井の特任教員採用は「人事に関する件」の議題として取り扱うべき内容にもかかわらず、「その他」の議題で取り扱う。
2012年 10月14日	カリキュラム委員からアドバイスの連絡がくる。 原告の講義計画について北村實カリキュラム委員がクレームをつけるが、出席者は何も発言しない。 ◆”吉井は1部科目を2部で教えている”、 ”外国書講読はバーバラさんと非常勤の科目である”など ◆二宮正司教授の特任教員への採用と同じように扱ってくれ ◆原告の出したカリキュラムに何か不備がありますかと聞くこと、とアドバイスをくれる。

この他、被告北村の経営学部教授会での振る舞いと彼ら3名の連携プレイは原告が提出した教授会の音声データおよびその反訳書から自明である（甲58、甲80）。

これらより、被告井形、被告池島、被告北村の故意による共同不法行為は立証され、それらは、その行為過程および結果としての影響のもとで原告の名誉を棄損して、今日に至っていると、原告は主張する。

おわりに

令和2年1月14日の結審を迎えるにあたり、原告は、被告大学、特に被告3名に対し、名誉棄損で訴えたが、被告大学の反応には今一つ訴訟することの虚しさを感じている。

訴訟する双方は真実と信じるに足る証拠、事実を法のもとで曝け出し、法のもとで平等に裁判長の判断を仰ぐ努力をしていただろうかという虚しさである。

今一つ、原告の法律の知識の欠如により、刑法の知識、刑事訴訟の手続きが未知のため、私文書偽造という刑法に触れる行為をしていると原告が推認する、被告3名らの不法行為を、刑事訴訟のもとで客観化することができなかったことである（現時点では、時効ではないかと判断しているため）。

このように思うことは、民事訴訟は損害賠償といった一時的な対応でとどまるが、刑罰は、一般社会に対し、長く、彼らのような不法行為を抑止する方向に寄与すると信じるためである。

以上